

否 決

平成 22 年 3 月 18 日

議提議案第 2 号

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「54 万 2,000 円」を「48 万 2,000 円」に改め、同項第 2 号中「47 万円」を「41 万 8,000 円」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「45 万 8,000 円」を「40 万 7,000 円」に改め、同項第 5 号中「45 万円」を「40 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

提 出 者	議 員	高 橋	初
〃	〃	林	真佐子
〃	〃	大 山	美智子
〃	〃	桜 井	くるみ